

## ナテグリニド

1

2 **確認試験(2)の項を次のように改め、融点の項を削除する。**

### 3 **確認試験**

4 (2) 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法〈2.25〉の臭化カリウム錠剤法により試験を行い、本品のスペクトル  
5 と本品の参照スペクトル又はナテグリニド標準品のスペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のとこ  
6 ろに同様の強度の吸収を認める。もし、これらのスペクトルに差を認めるときは、別に規定する方法により再結晶し、  
7 結晶をろ取し、乾燥したものにつき、同様の試験を行う。

8

9